

国内における重大な感染症の拡大状況下におけるむつ市議会の運営方針

令和2年	4月27日	決 定
令和2年	5月25日	一部改正
令和2年	11月11日	一部改正
令和3年	2月 9日	一部改正
令和3年	5月28日	一部改正
令和3年	9月24日	一部改正
令和3年	11月10日	一部改正
令和4年	2月18日	一部改正
令和4年	5月31日	一部改正

国内において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた後、その措置を実施する期間が終了し、一定期間が経過するまでの間、下記の対策を講じた状態でむつ市議会を運営するものとする。

記

1. 議席の間隔を確保するため、必要に応じて空席を利用した議席の変更を行う。
2. 会議規則第27条及び第75条の規定により議場の出入口を閉鎖する場合を除き、必要に応じて議場を開放した状態で会議を開くものとする。
3. 理事者側席の説明員の出席については、その出席者数に応じて必要な感染拡大防止対策を講ずることを要請する。
4. 接触感染及び飛沫感染を避けるため、議場内では任意のマスク等を着用することとする。ただし、演壇及び再質問席を使用する際はこの限りではない。
5. 傍聴人については、検温や手指消毒等の感染症対策への協力をお願いし、発熱や体調不良が認められる場合は傍聴の自粛を求めるものとする。また、一般の傍聴人の間隔を確保するため、一般の傍聴人を最大17人に制限し、傍聴席の一部を使用禁止とする。なお、市内において感染者が多数発生した場合には、感染状況に応じて傍聴人数の制限を更に行うものとする。
6. 報道関係者席の間隔を確保するため、必要に応じて可動機により拡張する。

7. 出席対象者の行動歴の把握に可能な限り努め、会議当日の検温等により当該感染症の感染が強く疑われる出席者に対しては、当分の間、会議への出席自粛を強く要請する。
8. 円滑な議事進行を促進するため、発言は十分な事前準備の基で簡潔に行うほか、会議規則第56条及び第153条の規定を厳に遵守する。
9. 各種委員会等の運営は、出席者の間隔の確保等の観点から、可能な限り本会議場及び大会議室を使用することとする。ただし、入室者数を最大15人に制限し、かつ1時間あたり2回の換気を実施することを条件として、第1委員会室及び第2委員会室の使用も可能とする。
10. FM放送による会議音声の聴取者に対し便宜を図るため、議案等の会議資料（ただし個人が特定されうる情報を除く）を開会前にインターネットで公開する。

以上